

産業廃棄物のしおり



目 次 (ページ)	
・ はじめに	
・ 廃棄物とは (1)	・ 建設工事に伴い生ずる廃棄物の適正処理 (12)
・ 産業廃棄物とは (1)	・ 優良産廃処理業者 (13)
・ 特別管理産業廃棄物とは (1)	・ 産業廃棄物処理業者情報検索システム (14)
・ 廃棄物の分類 (1)	・ 産業廃棄物処理施設 (15)
・ 産業廃棄物の分類 (2)	・ 廃棄物処理法の規制の概要 (16)
・ 特別管理産業廃棄物の分類 (3)	・ 適正処理の推進に向けた対策 (17)
・ 産業廃棄物の処理 (4)	・ 山口県循環型社会形成推進条例の 産業廃棄物に係る規制の概要 (18)
・ 処理の基準 (5)	・ 最近の主な法令改正 (20)
・ 産業廃棄物の処理の委託ルール (9)	・ 建設リサイクル法とは (23)
・ マニフェストの交付に関する報告 (12)	・ 自動車リサイクル法の概要 (25)
・ 産業廃棄物の減量化への取組 (12)	・ 山口県産業廃棄物税の概要 (28)
・ 帳簿の作成・保存 (12)	

山 口 県

はじめに

廃棄物の処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)に従って適正に行う必要があります。

この「産業廃棄物のしおり」では、法により定められた産業廃棄物の処理の方法等について説明します。

また、建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)、自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)についても説明します。

廃棄物とは

「廃棄物」とは自ら利用できなくなったり、他人に有償で売却できないために不要となったものをいいます。

法で定める廃棄物とは、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、動物の死体その他の汚物又は不要物で固形状又は液状のものすべてをいいます。

ただし、放射性廃棄物は除きます。

産業廃棄物とは

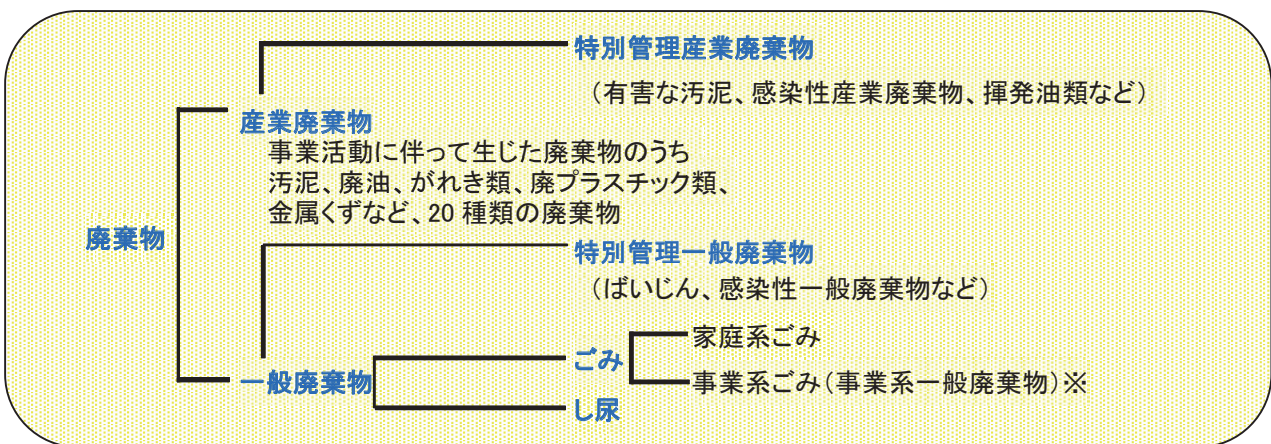
また、廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区別され、「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥、廃油、がれき類、廃プラスチック類、金属くずなど 20 種類の廃棄物をいいます。

一方、「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外のものをいい、家庭からのごみやし尿、オフィスビルからの紙くずなどが該当します。

特別管理産業廃棄物とは

さらに、廃棄物の中でも爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものを「特別管理産業廃棄物」又は「特別管理一般廃棄物」として指定しています。特別管理産業廃棄物には、引火性の廃油、医療機関からの感染性廃棄物、工場からの有害物質を含む汚泥などがあります。

廃棄物の分類



※事業系一般廃棄物とは、

- ・事務所、工場、商店等から出る紙くず、布きれ、梱包に使用した木材、段ボール
- ・飲食店、食堂等から出る残飯、厨芥類
- ・小売店等から排出される野菜くず、魚介類等

などをいいます。

産業廃棄物の分類（次のように分類されています。）

種 類	具 体 例
燃え殻	 焼却灰、石炭火力発電所から発生する石炭がらなど
汚泥	 工場の排水処理や製造工程などから排出される泥状のもの
廃油	 潤滑油、洗浄用油などで不要になったもの、廃溶剤
廃酸	 廃塩酸、廃硫酸、有機廃酸類などすべての酸性廃液
廃アルカリ	 廃ソーダ液、金属石けん液などすべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	 合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど
紙くず	 建築業に係るもの（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る）、紙製造業、製本業、出版業などから排出されるもの
木くず	 建築業（紙くずに同じ。）、家具製造業、パルプ製造業などから排出されるもの
	 貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）
繊維くず	 建築業（紙くずに同じ。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から排出される天然繊維くず
動植物性残渣	 食料品製造業などから生ずる醸造かす、のりかす、魚のあらなど
動物系固形不要物	 と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
ゴムくず	 天然ゴムくず
金属くず	 鉄くず、切削くず、スクラップなど
ガラスくず・コンクリートくず・ （がれき類を除く。）・ 陶磁器くず	 ガラスくず、耐火れんがくず、陶磁器くず
鉱さい	 鑄物廃砂、製鉄所の炉の残さい（スラグ）、キューポラのノロ、ボタなど
がれき類	 工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート片、レンガの破片
動物のふん尿	 畜産農業から排出される牛、豚、鶏などのふん尿
動物の死体	 畜産農業から排出される牛、豚、鶏などの死体
ばいじん	 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの
13号廃棄物	 産業廃棄物を処分した物であって上記のいずれにも該当しないもの（コンクリート固型化物など）

（注）**太枠**で囲まれた部分は、特定の事業活動に伴って排出されたもののみが産業廃棄物となります。

- ・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものは、「石綿含有産業廃棄物」として、原則破碎禁止等の処理基準が規定されています。
- ・水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さいであって、15mg/kg（廃酸、廃アルカリの場合は15mg/L）を超えて含有するものは、「水銀含有ばいじん等」として大気中に飛散させない措置等の処理基準が規定されています。
- ・ボタン電池、蛍光灯、水銀血圧計等は水銀使用製品廃棄物として、大気中に飛散させない措置や水銀回収等の基準が規定されています。

参考 石綿含有廃棄物、水銀廃棄物については、以下の資料(環境省掲載)も参照してください。
 石綿含有廃棄物等処理マニュアル <https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/full.pdf>
 水銀廃棄物ガイドライン https://www.env.go.jp/recycle/h3103_guide2.pdf

特別管理産業廃棄物の分類 (次のように分類されています。)

種 類	内 容	
廃油	揮発油類・灯油類・軽油類の引火しやすい廃油	
廃酸	pH2.0 以下の酸性廃液	
廃アルカリ	pH12.5 以上のアルカリ性廃液	
感染性廃棄物	感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物(血液、血液の付着した注射針、採血管など) 病院、診療所、衛生検査所、感染性病原体を取り扱う施設であって助産所、獣医診療施設、医学、歯学、薬学、獣医学に係る試験研究機関等から発生したもの	
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃ポリ塩化ビフェニル等 (廃PCB)	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油
	ポリ塩化ビフェニル汚染物 (PCB汚染物)	汚泥(ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの) 紙くず(ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの) 木くず・繊維くず(ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの) 廃プラスチック類・金属くず(ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの) 陶磁器くず(ポリ塩化ビフェニルが付着したもの) がれき類(ポリ塩化ビフェニルが付着したもの)
	ポリ塩化ビフェニル処理物 (PCB処理物)	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので、基準に適合しないもの
	廃水銀等及びその処理物	特定の施設において生じた廃水銀及び廃水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く)、水銀もしくはその化合物が含まれている産業廃棄物等から回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したもの
	廃石綿等	吹き付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、石綿建材除去事業用具類、特定粉じん発生施設で集じん施設により集められたもの等
	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機りん化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はそれらの化合物、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類を基準値以上含む燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん、13 号廃棄物であって特定施設から排出されたもの(ダイオキシン類は、燃え殻、汚泥、ばいじん、13 号廃棄物に限る。)

特別管理産業廃棄物は、爆発性、感染性、毒性等を有し、取り扱いを一步誤ると生活環境や健康に被害を引き起こすおそれがあるため、普通の産業廃棄物に比べ処理には特に注意する必要があります。

特別管理産業廃棄物を排出する事業所は、特別管理産業廃棄物管理責任者(有資格者)の設置の義務付けがあります。

産業廃棄物の処理

産業廃棄物は、排出事業者自らの責任において処理することが法で定められています。

排出事業者自ら処理する場合は、産業廃棄物処理基準に従い、処理委託する場合は許可を受けた収集運搬業者及び処分業者それぞれと処理委託契約を交わします。

処理業者に産業廃棄物を引渡す場合、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付し、処理業者から処理の段階に応じて、マニフェストの写しの送付を受けることで最終処分まで適正に処理されたことを確認する必要があります。



○中間処理と実際

廃棄物を減量化、減容化、無害化する工程を中間処理といいます。

中間処理には、焼却処理、脱水処理、破碎処理、固型化処理などがあります。

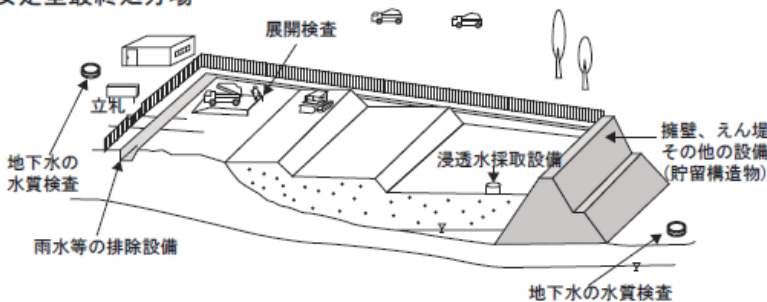
脱水・乾燥	汚泥 → 脱水 → 乾燥 → 再生利用又は最終処分(埋立)
焼却	廃油・廃プラスチック類・木くずなど → 焼却 → 燃え殻 → 最終処分(埋立)
破碎	廃プラスチック類・がれき類など → 破碎 → 再生利用又は最終処分(埋立)
固型化	有害な汚泥、燃え殻など → コンクリート混和 → 固型化物 → 最終処分(埋立)

○最終処分と実際

最終処分には埋立処分と海洋投入処分があり、原則は埋立処分です。

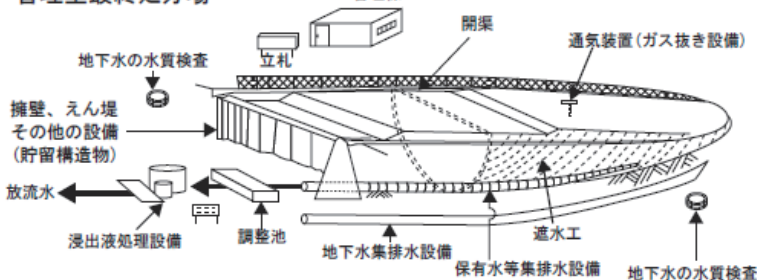
主な産業廃棄物の最終処分場に、「安定型最終処分場」「管理型最終処分場」があり、埋立処分可能な産業廃棄物が定められています。

安定型最終処分場



- 埋立処分可能な廃棄物**
- 廃プラスチック類
 - ゴムくず
 - 金属くず
 - ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず
 - がれき類
 - ※廃プリント配線板、鉛管、廃ブラウン管、廃石膏ボード、廃容器包装等を除く。

管理型最終処分場



- 埋立処分可能な廃棄物**
- 燃え殻
 - 汚泥
 - 木くず
 - 動植物性残渣
 - 動物のふん尿など
 - ※有害物質を一定以上含む燃え殻等を除く。

出典：(公財)日本産業廃棄物処理振興財団

処理の基準

(1) 排出事業者の保管の基準(排出場所で運搬されるまでの間保管する場合)

排出事業者は、その産業廃棄物、特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、省令で定める基準(産業廃棄物保管基準、特別管理産業廃棄物保管基準)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければなりません。

また、建設工事に伴い生ずる廃棄物について、その廃棄物が生じた事業場以外で 300 m²以上の保管場所で保管する場合、事前に届出が必要です。

産業廃棄物保管基準(法第12条第2項、省令第8条)

- ① 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合は、荷重に対し構造耐力上安全であるもの)が設けられ、かつ、見やすい箇所に産業廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板(図1参照)が設けられていること。
- ② 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、床面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ③ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが省令で定める高さ(図2参照)を超えないようにすること。
- ④ その他保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないための必要な措置を講ずること。
- ⑤ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

特別管理産業廃棄物保管基準(法第12条の2第2項、省令第8条の13)

- ⑦ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、上記①、②、③、④、⑤の規定の例によること。
- ⑧ 他の物が混入するおそれがないように仕切りを設けること等、必要な措置を講ずること。
- ⑨ 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物は、容器に入れ密封すること等、揮発を防止し、高温にさらされないための必要な措置を講ずること。
- ⑩ 廃酸又は廃アルカリは、容器に入れ密封すること等、腐食を防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑪ PCB汚染物又はPCB処理物については、腐食防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑫ 廃水銀等又は廃水銀等処理物については容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑬ 廃石綿等は、梱包すること等、飛散防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑭ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置を講ずること。

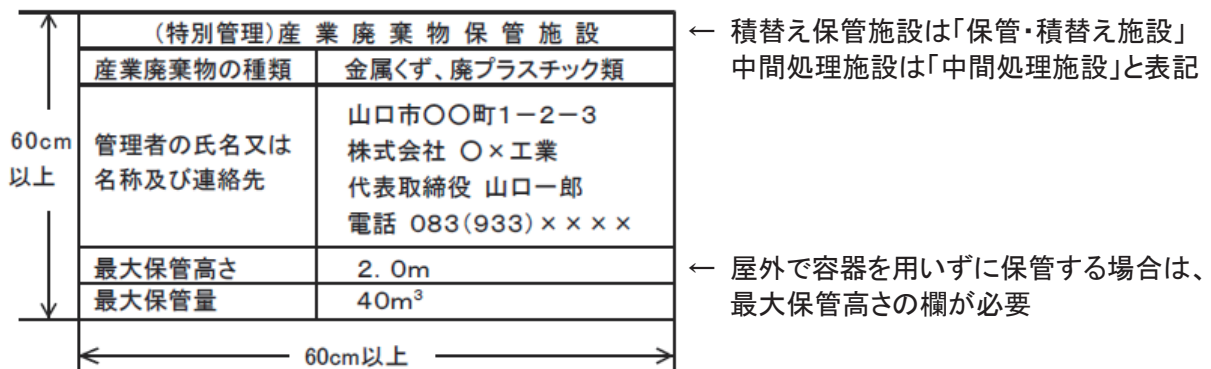


図1 保管施設の掲示板の例

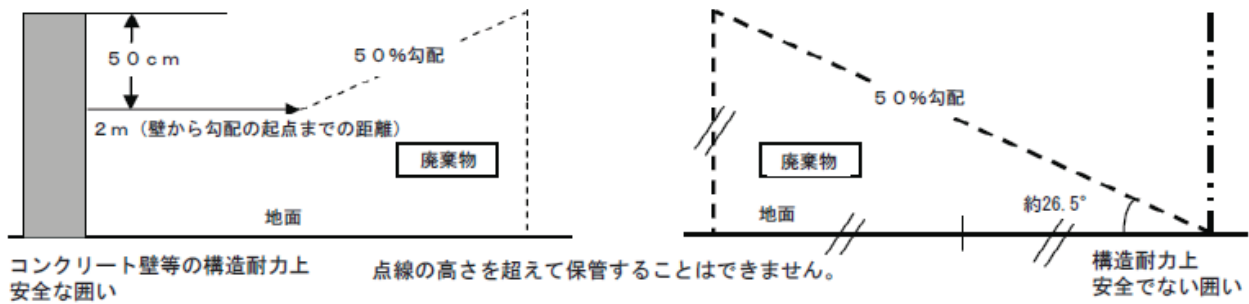


図2 最大保管高さの判定例(屋外で容器を用いずに保管する場合)

(2) 産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準

産業廃棄物、特別管理産業廃棄物を収集運搬又は処分する場合は、政令で定める基準(産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準)に従わなければなりません。

(法第12条、法第12条の2、政令第6条、政令第6条の5)

【共通基準】

- ・産業廃棄物が飛散し、流出し、地下浸透しないようにすること。
- ・悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること
- ・施設を設置する場合には、生活環境保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること

(2-1) 保管・積替え基準、中間処理のための保管の基準

保管・積替え基準(産業廃棄物)

- ① 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合は、荷重に対し構造耐力上安全であるもの)が設けられ、かつ、見やすい箇所に積替えのための保管場所である旨その他必要事項を表示した掲示板(図1参照)が設けられていること。
- ② 保管・積替え施設については、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ③ 産業廃棄物の保管は産業廃棄物の積替え(次の基準に適合するものに限る。)を行う場合を除き、行ってはならない。
 - ・あらかじめ積替えを行った後の運搬先が定められていること
 - ・搬入された産業廃棄物の量が、積替え場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと
 - ・搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること
- ④ 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、床面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ⑤ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが省令で定める高さ(図2参照)を超えないようにすること。
- ⑥ 省令で定める場合を除き、保管場所における1日あたりの平均的な排出量の7倍以内に最大保管量とすること。
- ⑦ 石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

保管・積替え基準(特別管理産業廃棄物)

- ⑧ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、上記①、②、③、④、⑤、⑥の既定の例によること。ただし、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物については、③はこの限りではない。
- ⑨ 省令で定める場合を除き、特別管理産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。
- ⑩ 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物は、容器に入れて密封すること等、揮発を防止し、高温にさらされないための必要な措置をとること。
- ⑪ PCB汚染物又はPCB処理物は、腐食防止のために必要な措置をとること。

- ⑫ 廃水銀等又は廃水銀等処理物については、容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑬ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置を講ずること。

中間処理するための保管基準(産業廃棄物)

- ⑭ 産業廃棄物の処分又は再生に当たって保管を行う場合には、上記①、②、④、⑤の規定の例によること。
- ⑮ 処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならない。
- ⑯ 省令で定める場合(下記⑰等)を除き、処理施設の1日あたりの処理能力の14倍以内を最大保管量とすること。
- ⑰ 建設業に係る産業廃棄物(工作物の新築、改築、除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。)の再生を行う処理施設において、再生のために保管する場合は、処理施設の1日あたりの処理能力の28倍(アスファルト・コンクリートの破片にあつては70倍)以内を最大保管量とすること。
- ⑱ 廃プラスチック類の処理施設において、「優良産廃処理業者」が廃プラスチックを処分又は再生するために保管する場合は、処理施設の1日あたりの処理能力の28倍以内を最大保管量とすること。

中間処理するための保管基準(特別管理産業廃棄物)

- ⑲ 特別管理産業廃棄物の処分又は再生に当たって保管を行う場合には、上記①、②、④、⑤、⑨、⑩、⑪、⑫、⑭、⑮、⑯(⑰の例外規定は除く。)の規定の例によること。

(2-2) 収集・運搬等の基準

収集・運搬基準(産業廃棄物)

- ① 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ② 収集又は運搬を伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 運搬車の車体の両側面に産業廃棄物収集運搬車である旨の表示をすること。
- ④ 運搬車に施行規則で定める書面を備え付けること。
- ⑤ 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ⑥ 産業廃棄物の収集・運搬の途中で保管を行う場合は、保管・積替え基準を遵守すること。

収集・運搬基準(特別管理産業廃棄物)

上記①～⑤のほか、以下の基準を遵守すること。

- ⑦ 特別管理産業廃棄物の種類及び取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、携帯しなければならない。ただし、運搬容器にこれらが表示されている場合はこの限りではないこと。
- ⑧ 特別管理産業廃棄物の収集・運搬の途中で行う保管は、PCB廃棄物以外、積替えを行う場合を除き行ってはならないこと。

表示義務

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物も含む。)の運搬車の車体の外側の両側面に、産業廃棄物の収集又は運搬に使用する運搬車であることを見やすいように表示すること(表示義務)。

① 表示の方法

- ・車体に直接記載若しくはマグネットシート等(走行中に落ちないもの)による着脱式の標章を用いて表示。
- ・産業廃棄物収集運搬の際のみ車体に標章を貼り付けてもよい。

②表示の場所

- ・両側面とは、運搬車の進行方向に対する車体の左右の面を指す。
- ・左右の面に鮮明に表示することができれば特に表示の場所は問わない。
- ・左右で表示の位置が非対称であっても構わない。
- ・運搬車本体ではなく荷台や牽引される車両の両側面に表示することも構いません。
※注意:シート等に隠れて実際に表示が見えないようにならないこと。

③表示する事項

表示事項 運搬者区分	産業廃棄物収集運搬車	氏名又は名称	許可番号等 (許可番号の下6けた)
排出事業者	○	○	—
産業廃棄物収集運搬業者	○	○	○

(凡例 ○:必要、—:不要)

④表示に使用する文字

使用する色

- (1) 車体へ直接表示する際には車体の色に応じた認識しやすい色とすること。
- (2) 標章においては黄色の地に黒色の文字などが適当。

※注意:赤色や橙色の反射材を用いて表示すると自動車の灯火等と誤認するおそれがあるので適当ではありません。

文字の大きさ

- (1) 「産業廃棄物収集運搬車」については140ポイント※(約5cm)以上。
 - (2) その他の事項については、90ポイント※(約3cm)以上です。
- (※ 1ポイント=0.3514mm(日本産業規格(JIS)Z8305))

文字・数字の印字方法

- (1) 印刷された活字を用いることが一般的であると考えますが、活字と遜色ないと認められる場合には手書きでも差し支えありません。
- (2) 書体や文字の太さは特に問いません。
※注意:通常人をして容易に読みとれないようなものは認められません。

表示事項の留意点

- (1) 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示については、車体が小さいなど、表示場所の制約により「産廃運搬車」と記載しても可。
- (2) 既に「産業廃棄物処理業」等の表示がなされている場合はこれらの表示でも可。
※注意:通常人をして一見して産業廃棄物を収集運搬していることが読みとれる表示とすること。
- (3) 氏名又は名称について、原則として許可証に記載された氏名又は名称と同じものを表示すること。
※注意:通常人をして当該運搬する者の許可証に記載された氏名又は名称が容易に想像できないような略称や、屋号単独による表示等は認められない。
- (4) 既に表示している事項の利用
既に氏名もしくは名称又は許可番号等が大きさ等の要件を満たして表示されている運搬車については表示されていない事項のみ新たに表示すれば足りる。

表示義務の例外

- (1) 運搬船の取扱い
運搬船については、既に法で表示の様式が定められているので、当該様式に従って表示を行わなければならない。
- (2) 広域認定制度により収集運搬を行う者
既に表示が義務づけられているので、当該規制に従って表示を行うこと。
- (3) 表示義務の例外
次の法律の規定により収集運搬する者については、各法で不適正処理への対応がなされていることから、当分の間、表示義務の対象外となっている。
 - ①特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)
特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する者
 - ②使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)
使用済自動車を収集運搬する者

○表示の例(着脱式の場合)
※縦書きでもかまいません。

産業廃棄物収集運搬車

△ □ △ □ 株式会社
9 9 9 9 9 9

書面備付義務

運搬者区分	備付書面の記載事項	氏名又は名称	運搬する産業廃棄物関係事項		マニフェスト	許可証の写し	電子情報処理組織の使用を証する書面
			・種類及び数量 ・積載した日 ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先	運搬先事業場の名称、所在地、連絡先			
排出事業者		○	○	○	—	—	—
産業廃棄物収集運搬業者	紙マニフェスト使用者	—	—	—	○	○	—
	電子マニフェスト使用者※2	△※3	△※3	△※3	—	○※1	○

(凡例 ○:必要、—:不要、△:場合によっては不要)

- ※1 当該収集運搬に係る許可証の写し。必ずしも原本と同じ大きさのものでなくとも差し支えない。
- ※2 電子マニフェスト使用者とは、電子情報処理組織の使用事業者からその産業廃棄物の運搬を受託し、電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬が終了した旨を報告することを求められた者をいう。
- ※3 パソコン等を用いてその場で直ちに当該内容を表示できれば、ハードディスク、フロッピーディスク、CD-ROM等に記録した電磁的記録の備え付けでもって代替することも可能である。また、携帯電話端末、無線端末等の連絡設備等によって情報処理センターや収集又は運搬を行う者の本社等と常時連絡が可能であり、連絡によって当該内容を直ちに確認できる場合には、書面又は電磁的記録の備え付けは不要である。
注意:山間部など連絡が困難な場所における収集運搬や深夜の収集運搬など、連絡ができない又は連絡しても連絡先が対応できないような場合には書面又は電磁的記録を備え付けなければならない。

(2-3) 中間処理(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)又は再生の基準
政令第6条第1項第2号、第6条の5第1項第2号参考のこと。

(2-4) 埋立処分の基準
政令第6条第1項第3号、第6条の5第1項第3号参考のこと。

産業廃棄物の処理の委託ルール

産業廃棄物の処理を自ら行わず、他の事業者へ委託して処理する場合は、次のことを守らなければなりません。

また、産業廃棄物処理業者は、受託した産業廃棄物の処理を行うことが困難となった場合、委託した者に対してそのことを通知しなければなりません。

適正な委託

1 運搬や処分の委託をする場合には、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業や産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分業の許可を受けた許可業者に委託しなければなりません。

また、許可内容等(産業廃棄物の種類、事業の区分、処理能力、許可条件等)の確認を許可証等により行う必要があります。

委託契約

- 2 運搬や処分の委託契約は、委託契約書(書面)で行わなければならない、また、その契約は、運搬と処分を同一事業者に委託する場合を除いて、運搬と処分とを別々に区分して行わなければならない。

〈契約書の記載事項〉

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- ③ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の
 - ・場所の所在地
 - ・方法
 - ・施設の処理能力
- ④ 最終処分以外の処分を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の
 - ・場所の所在地
 - ・方法
 - ・施設の処理能力
- ⑤ 委託契約の有効期間
- ⑥ 委託者が受託者に支払う料金
- ⑦ 受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を有する場合には、その事業の範囲
- ⑧ 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の
 - ・所在地
 - ・保管できる産業廃棄物の種類
 - ・積替えのための保管上限
- ⑨ 受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合において、
 - ・安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管の場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
- ⑩ 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - ・当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する情報
 - ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ・当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本産業規格(JIS C0950)に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
(1)廃パーソナルコンピュータ、(2)廃ユニット形エアコンディショナー、(3)廃テレビジョン受信機、(4)廃電子レンジ、
(5)廃衣類乾燥機、(6)廃電気冷蔵庫、(7)廃電気洗濯機
 - ・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
 - ・水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
 - ・水銀含有ばいじん等がふくまれる場合はその旨
 - ・その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

参考 廃棄物情報の提供に関するガイドライン(WDSガイドライン 平成25年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)
<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/main.pdf>

- ⑪ 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る⑩の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ⑫ 委託業務終了時の受託者への報告に関する事項
- ⑬ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項

〈契約書の添付書類〉

許可証等の写し

マニフェストの交付

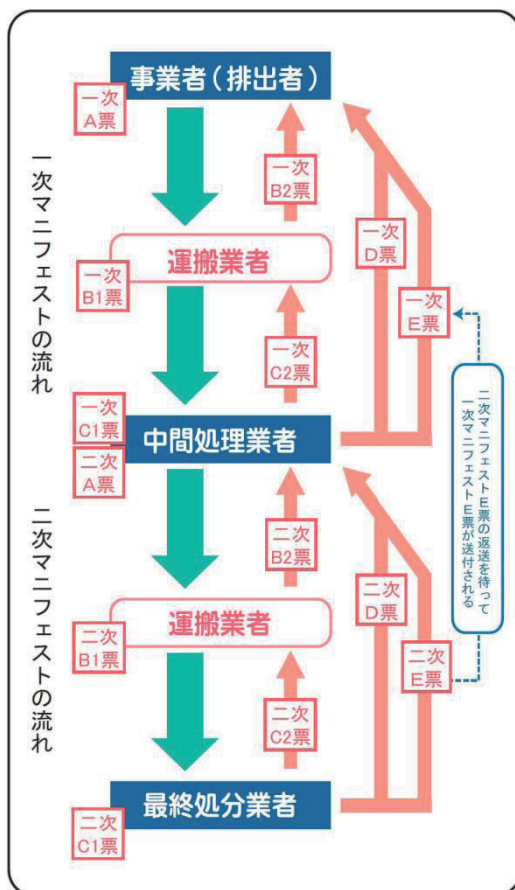
3 産業廃棄物を産業廃棄物処理業者に処理の委託のために引き渡す場合には、マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付が必要です。

マニフェストシステムは、産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェストに産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するしくみです。

またマニフェストを排出事業者、収集運搬業者、中間処分業者、最終処分業者が適正に使用しない場合には、50万円以下の罰金が課せられます。

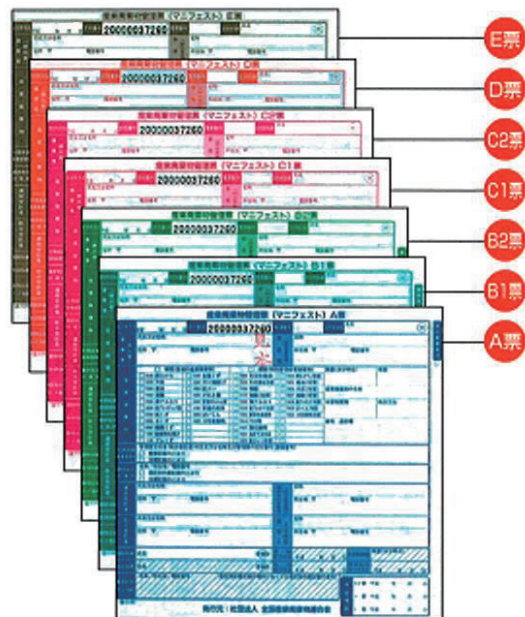
なお、マニフェストは紙によるもののほか、電子情報機器を用いて(電子マニフェスト)の制度もあります。

- 産業廃棄物の種類ごと、行き先(処分事業場)ごとに交付する。
- 産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に交付する。
- 排出事業者のマニフェスト交付担当者が、産業廃棄物の種類、数量、処理業者の名称等を正確に記載した上で交付する。
- 処理業者からの写しの送付があるまで、マニフェストの控えを保存する。
- 処理業者から送付された写しを5年間保存する。



(産業廃棄物が処分業者に直接運搬される場合)

- A 票 排出事業者の控え
- B 1 票 運搬業者の控え
- B 2 票 運搬業者から排出業者に返送され、運搬終了を確認
- C 1 票 処分業者の保存用
- C 2 票 処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認
- D 票 処分業者から排出業者に返送され、処分終了を確認
- E 票 処分業者から排出業者に返送され、最終処分終了を確認



(マニフェストの例)

○マニフェストの購入先

事業者の団体や(一社)山口県産業廃棄物協会等で販売しています。

(一社)山口県産業廃棄物協会

(〒753-0814 山口市吉敷下東 1-3-24 山陽ビル吉敷第2 電話 083-928-1938)

マニフェストの交付に関する報告

マニフェスト(産業廃棄物管理票)交付者は、毎年度、前年度のマニフェストの交付実績について、マニフェストに関する報告書(様式第三号)を作成し、都道府県知事又は政令市長に、6月30日までに提出することが義務づけられています。

電子マニフェスト利用分は、報告不要です。(電子マニフェストを運営している情報処理センターが集計して報告を行います。)

産業廃棄物の減量化への取組

産業廃棄物を多量に排出する事業者(多量排出事業者)にあつては、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画書及び当該処理計画の実施状況報告書を県知事に提出することが義務づけられています。これらの計画書及び報告書は、以下のURLで参照可能です。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/taryouhoukoku/r2kouhyou/kouhyoukubun.html>

(※)多量排出事業者の事業場

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上である事業場又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上である事業場

帳簿の作成・保存

以下の者は、帳簿を作成・保存することが義務づけられています。

○帳簿備付の対象者

- ①特別管理産業廃棄物の排出事業者
- ②特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者
- ③特別管理産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物処分業者
- ④事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場内に設置された、許可対象とされない小規模焼却施設において、みずから当該産業廃棄物の焼却を行う事業者
- ⑤事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者

○帳簿備付の要件

- ・帳簿は、産業廃棄物の種類ごとに備え付けをすること。
- ・帳簿は、事業場ごとに備えること。
- ・帳簿は、翌月末までに当月中の事項(省令で定める記載事項)について記載を終了すること。
- ・帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- ・帳簿閉鎖後は、事業場毎に5年間保存すること。

建設工事に伴い生ずる廃棄物の適正処理

○排出事業者の元請一元化

土木建築に関する工事(建築物その他の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)の注文者から直接建設工事を請け負った「請負業者」が排出事業者と規定されています。

元請業者から請け負って、建設工事を行う下請業者(下請負人)は、一部の例外を除いて、その工事で生ずる廃棄物を、排出事業者として処理したり、他人に委託したりすることはできません。

○事業場外保管に係る届出

排出事業者が、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を、その廃棄物が生じた事業場以外の300平方メートル以上の保管場所で保管する場合、法に基づく事前届出が必要です。

優良産廃処理業者

通常の許可基準よりも厳しい以下の基準に適合した産廃処理業者を、「**優良産廃処理業者**」として認定しています。

- ① 5年以上産廃処理業を営んでいる実績があり、廃棄物処理法に基づく不利益処分を受けていない。
- ② 産業廃棄物の処理状況等をインターネットにより一定期間以上公表している。
- ③ ISO14001 やエコアクション 21 等を取得し、環境に配慮して事業を行っている。
- ④ 電子マニフェストシステム(JWNET)に加入しており、電子マニフェストが利用できる。
- ⑤ 直前3事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が 10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全である。

○優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の特典

- ① 許可の有効期間が7年間に延長されます。(通常は5年間)
- ② 許可の更新、変更等の際に提出する申請書類の一部を省略(簡素化)することができます。
- ③ 優良マークのついた許可証が交付されます。
- ④ 県がインターネット上で公開している「山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム」等において、優良認定を受けた処理業者であることが公表されます。
- ⑤ (公財)産業廃棄物処理事業振興財団の「産廃情報ネット」において、全国の認定基準適合業者リストに掲載されます。
- ⑥ 県外において生じた産業廃棄物を処分委託する場合、山口県循環型社会形成推進条例に基づく次の届出等の添付書類の一部省略(簡素化)できます。
- ⑦ 「政策入札制度」(下記URL参照)に登録されれば、本県の業務委託に係る入札等についての参加機会が大きくなります。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a25100/nyusatsu/seisaku-1.html>

- ⑧ 中間処理業者が、廃プラスチック類の処理施設において、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合、保管上限が2倍(処理能力の28日分)になります。
- ⑨ 人材の確保・育成や女性の就業環境の整備について、県から、「山口県優良産廃処理業者キャリア形成促進・女性就業環境整備事業費補助金」による支援が受けられます。

○排出事業者が処理委託先に優良認定業者を選択するメリット

産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する際に、積極的に優良認定業者を選択していることは、環境に配慮した事業活動を行っていることのアピールポイントになります。

また、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画・その実施状況報告書において、優良認定業者への処理委託量を記載することとなり、当該計画・報告書は公表されることから、優良認定業者への委託を積極的に行うことで、環境に配慮した事業活動をおこなっていることをアピールできます。

産業廃棄物処理業者情報検索システム

山口県では、産業廃棄物処理業者の許可情報をインターネット(県庁ホームページ)から広く検索、取得できるシステムを構築しています。

このシステムは、産業廃棄物の排出事業者の方が廃棄物の処理を委託する場合に許可を受けた適正な処理業者を選定する手助けになるものであり、無許可処分業者等による不法投棄等不適正処理の防止を図ることを目的としています。

アドレスは次のとおりです。

https://haikibutsu.pref.yamaguchi.lg.jp/public_html/index.html



山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム

山口県知事及び下関市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者の許可内容(データは毎週月曜日に更新)が検索できます。
産業廃棄物の処理委託契約を締結する際は、必ず許可業者が保有する許可証を確認してください。
なお、ご利用にあたっては下記の事項に留意してください。

留意事項

- 平成23年4月1日以降、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業に関して、山口県知事の収集運搬業の許可で、下関市内での収集運搬を行うことができるようになりました。(ただし、下関市内で積替保管を行う場合は、下関市長の許可が必要です。)
- 検索結果につきましては、許可期限が到来しているものでも、更新手続き中のもの等がありますので、詳細につきましては、お近くの環境保健所又は下関市役所(許可機関が下関市の業者に限る)でご確認ください。

| [検索トップ](#) | [産業廃棄物とは](#) | [産業廃棄物の分類](#) | [連絡先一覧](#) |

絞り込み検索

最初に「業の区分」を選択し、各欄にキーワードを入力して、最下部の「絞り込み検索」ボタンをクリックしてください

■ 業の区分	産業廃棄物収集運搬業 ※最初に業の区分を選択してください
■ 許可機関	<input checked="" type="checkbox"/> 山口県 <input checked="" type="checkbox"/> 下関市
■ 許可番号	<input type="text"/> 半角数字10桁、又は11桁を入力してください
■ 業者名	<input type="text"/> 業者名の全てか一部を入力してください
■ 代表者氏名	<input type="text"/> 代表者氏名の全てか一部を入力してください
■ 住所	<input type="text"/> 業者の住所の全てか一部を入力してください
■ 事務所・事業場	<input type="text"/> 事務所・事業場の所在地の全てか一部を入力してください
■ 取扱廃棄物	<input type="checkbox"/> 燃え殻 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 廃プラ <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 動植物性残渣 <input type="checkbox"/> 動物系不要物 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラ陶くず <input type="checkbox"/> 鉱さい <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 動物のふん尿 <input type="checkbox"/> 動物の死体 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 取扱廃棄物の種類にチェックしてください 2つ以上チェックした時は <input checked="" type="radio"/> and条件 <input type="radio"/> or条件
■ 石棉含有産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
■ 水銀含有産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
<input type="button" value="絞り込み検索"/>	

産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設を設置する場合には、山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に基づく事前協議と、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請手続きが必要です。

事業者、産業廃棄物処理業者、公共機関を問わず、法第15条に規定する産業廃棄物処理施設の設置(変更)には都道府県知事等の許可(変更許可)が必要です。

(1) 産業廃棄物処理施設(法第15条、政令第7条)

	処理施設名	規模(いずれかに該当)
1	汚泥の脱水施設	処理能力10m ³ /日超
2	汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設を除く。) 汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設)	処理能力10m ³ /日超 処理能力100m ³ /日超
3	汚泥(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。) の焼却施設	処理能力5m ³ /日超 処理能力200kg/時以上、火格子面積2m ² 以上
4	廃油の油水分離施設	処理能力10m ³ /日超
5	廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設	処理能力1m ³ /日超 処理能力200kg/時以上、火格子面積2m ² 以上
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力50m ³ /日超
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力5t/日超
8	廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設	処理能力100kg/日超、火格子面積2m ² 以上
8の2	木くず又はがれき類の破碎施設 ※排出事業者の設置する移動式施設を除く	処理能力5t/日超
9	有害物又はダイオキシン類を含む汚泥コンクリート固型化施設	全ての施設
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全ての施設
10の2	廃水銀等の硫化施設	全ての施設
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全ての施設
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	全ての施設
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	全ての施設
12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	全ての施設
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	全ての施設
13の2	産業廃棄物の焼却施設(3、5、8、12以外)	処理能力200kg/時以上、火格子面積2m ² 以上
14	産業廃棄物の最終処分場 (遮断型処分場、安定型処分場、管理型処分場)	全ての施設

(2) 技術管理者の設置

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければなりません。

(3) 産業廃棄物処理責任者の設置

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を有する事業者は、当該事業場ごとに産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるために産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。

(4) 定期検査の実施等

焼却施設、最終処分場等の産業廃棄物処理施設の設置者に対して、その施設について、5年ごとに、都道府県知事等の検査を受けること並びにその施設の維持管理計画及び維持管理に関する情報を公表することが義務づけられました。

(5) 廃棄物の焼却時に熱回収を行うものに係る知事の認定

廃棄物の焼却時における余熱利用(熱回収)を行う者に対して県知事等が認定する制度が設けられました。

この認定を受けると、定期検査の受検が免除され、焼却前の廃棄物の保管量の上限が14日分から21日分に引き上げられます。なお、認定は5年ごとの更新制です。

廃棄物処理法の規制の概要

不適正処理を撲滅するため、次の規制強化が図られています。

○主な罰則等

【法第25条】

次のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科

<input type="checkbox"/> 無許可営業 (法第14条第1項、同条第6項、法第14条の4第1項、同条第6項) 許可を受けず、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理(収集又は運搬、処分)を行うこと
<input type="checkbox"/> 無許可変更 (法第14条の2第1項、法第14条の5第1項) 産業廃棄物処理業者(収集運搬業者、処分業者)又は特別管理産業廃棄物処理業者(収集運搬業者、処分業者)が許可を受けずに事業の範囲を変更すること
<input type="checkbox"/> 委託基準違反 (法第12条第5項、法第12条の2第5項) 事業者が産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の委託基準に違反すること
<input type="checkbox"/> 処理施設無許可設置 (法第15条第1項) 許可を受けず、産業廃棄物処理施設の設置を行うこと
<input type="checkbox"/> 処理施設無許可変更 (法第15条の2の6第1項) 許可を受けず、産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類、処理能力若しくは処理施設の位置、構造、維持管理等の変更を行うこと
<input type="checkbox"/> 受託基準違反 (法第14条第15項、法第14条の4第15項) 許可を受けずに、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理(収集又は運搬、処分)を受託すること
<input type="checkbox"/> 廃棄物の投棄禁止違反 (法第16条) 廃棄物をみだりに捨てること
<input type="checkbox"/> 廃棄物の焼却禁止違反 (法第16条の2) 廃棄物を一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準に従わず焼却すること

【法第26条】

次のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科

<input type="checkbox"/> 委託基準違反 (法第12条第6項、法第12条の2第6項) 事業者が産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理(収集又は運搬、処分)を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わないこと
<input type="checkbox"/> 再委託基準違反 (法第14条第16項、法第14条の4第16項) 産業廃棄物処理業者(収集運搬業者、処分業者)又は特別管理産業廃棄物処理業者(収集運搬業者、処分業者)が他人に処理(収集又は運搬、処分)を委託すること。又は、再委託する場合において、再委託基準に従わずに委託すること

【法第29条】

次のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 事業場外保管届出違反 (法第12条第3項、法第12条の2第3項)
事業者が事業場外で産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管を行うとき及び届出事項の変更するときに届出をせず、又は虚偽の届出をすること |
| <input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票の虚偽の記載等違反 (法第12条の3第1項等)
産業廃棄物管理票を交付せず、又は規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付すること |

【法第30条】

次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 帳簿備付け保存等義務違反 (法第12条第13項、法第12条の2第14項、法第14条第17項、法第14条の4第18項)
事業者及び産業廃棄物処理業者が帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しないこと |
| <input type="checkbox"/> 廃棄物処理業廃止・変更届出義務違反 (法第14条の2第3項、法第14条の5第3項)
産業廃棄物処理業者がその事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず又は虚偽の届出をすること |
| <input type="checkbox"/> 立入検査拒否・妨害・忌避 (法第19条第1項、第2項)
職員が行う立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避すること |

適正処理の推進に向けた対策

山口県は、次のフリーダイヤル又は E-mail アドレスにより、廃棄物の不適性処理の情報を受け付けています。

廃棄物の不法投棄や野焼きを発見した時は、お知らせください。県廃棄物・リサイクル対策課、又は、もよりの健康福祉センター若しくは下関市に接続されます。

廃棄物の不法投棄、野外焼却を見かけたら
不法投棄ホットラインへ!

ごみはないわ

0120-538-710

お電話をおかけになった場所を管轄する健康福祉センター
または下関市役所につながります。

Eメールでも fuhotoki.hotline@pref.yamaguchi.lg.jp
受け付けています!

山口県循環型社会形成推進条例の産業廃棄物に係る規制の概要

山口県では、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向け、平成16年3月に「山口県循環型社会形成推進条例」を制定しました。

当該条例のうち第4章では、県民の生活環境を保全することを目的とし、産業廃棄物の適正な処理を確保するために必要な規制を行っています。

◎第4章「産業廃棄物の適正な処理の確保」の概要

1 土地の適正な管理等

- (1) 土地所有者等は、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めなければなりません。
- (2) 土地所有者等は、当該土地で産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を県健康福祉センター（環境保健所）に通報するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

2 処理業者の処理能力の確認等

- (1) 産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、処理業者が当該委託に係る産業廃棄物を処理する能力を有することを確認しなければなりません。
- (2) 処理業者の処理能力の確認は、処理業者の産業廃棄物処理施設等を実地に調査するか、実地に調査している者から聴取し、その結果を記録することにより行います。
- (3) 処理を委託した排出事業者は、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに適正処理のため必要な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容等を県健康福祉センター（環境保健所）に報告しなければなりません。

3 県外産業廃棄物の処分の届出

- (1) 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、県外産業廃棄物を県内の産業廃棄物の処理施設において処分しようとするときは、毎年3月31日（処分しようとするに至った日が同日後であるときは、県外産業廃棄物の搬入の受け入れを開始する日の前日）までに、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間に搬入を受け入れようとする県外産業廃棄物の種類や数量等を県健康福祉センター（環境保健所）に届け出なければなりません。
- (2) 届出に係る事項を変更しようとするときは、変更届を提出しなければなりません。

4 県外産業廃棄物の搬入の届出

- (1) 事業者は、県外産業廃棄物を県内の産業廃棄物の処理施設で処分するために搬入しようとするときは、搬入しようとする県外産業廃棄物の種類や数量等を県健康福祉センター（環境保健所）に届け出なければなりません。
- (2) 但し、搬入しようとする県外産業廃棄物の1年当たりの重量が、産業廃棄物で10トン未満、特別管理産業廃棄物で0.5トン未満である場合は、届出の必要はありません。
- (3) 届出をした者は、当該届出が受理された日から30日（変更の届出の場合は10日）を経過した後でなければ、当該届出に係る県外産業廃棄物を搬入することはできません。
- (4) 届出に係る事項を変更しようとするときは、変更届を提出しなければなりません。

5 産業廃棄物の保管の届出

- (1) 排出事業者は、自らその産業廃棄物を、当該産業廃棄物の生じた場所以外の場所（下関市の区域を除く県内に限る。）において保管しようとするときは、県健康福祉センター（環境保健所）に届け出なければなりません。

**【罰則】 ・届出をしなかったり、虚偽の届出をした者。
→30万円以下の罰金**

- (2) 但し、保管しようとする場所が300㎡未満の土地や、産業廃棄物処理施設の敷地において行う保管については、届出の必要はありません。

6 勧告・公表・搬入停止命令

- (1) 知事は、県外産業廃棄物の届出義務違反者に対して、搬入の受入れの中止や処分方法の変更を、不適正な保管を行う者に対して適正処理のための必要な措置を勧告することがあります。
- (2) 知事は、勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨及びその勧告の内容を公表することがあります。
- (3) 知事は、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物の保管が、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に違反する疑いがあるときは、当該土地への産業廃棄物等の搬入の停止を命ずることがあります。

【罰則】・命令に違反した者。
→6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

7 処理施設の使用停止の届出等

- (1) 処分業者は、破損、補修その他の理由により、30日を超えて、その産業廃棄物の処理施設の使用を停止し、産業廃棄物処理基準等に適合しなくなるおそれがあるときは、県健康福祉センター(環境保健所)に届け出なければなりません。
- (2) 処分業者は、5(1)の場合には、処理施設の使用の停止を排出事業者に通知するとともに、通知を受けた排出事業者は産業廃棄物の搬入の停止等必要な措置を講じなければなりません。

【罰則】・届出をしなかったり、虚偽の届出をした者。
→30万円以下の罰金

8 事故時の措置

- (1) 排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物処理施設等において火災、破損その他の事故が発生し、産業廃棄物等が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、その旨を県健康福祉センター(環境保健所)に報告しなければなりません。
- (2) 知事は、6(1)の応急の措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講ずることを命ずることがあります。

【罰則】・命令に違反した者。
→6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

9 処分状況の報告

- (1) 処分業者及び産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、定期的に、産業廃棄物の処分の状況を県健康福祉センター(環境保健所)(県内に事業場を有しない事業者は県廃棄物・リサイクル対策課)に報告しなければなりません。
- (2) 報告の頻度は、前年の4月1日からその年の3月31日までの1年間に処分した県外産業廃棄物の量の区分に応じて異なります。

前年度の県外産業廃棄物の処分量	報告の頻度	報告の期日
1万トン以上	毎月	報告月の翌月末
千トン以上1万トン未満	3月ごと	同上
百トン以上千トン未満	6月ごと	同上
百トン未満	1年ごと	同上

10 報告の徴収・立入検査

知事は、第4章の「産業廃棄物の適正な処理の確保」の規定の施行に必要な限度において、必要な報告を求め、県職員に、事務所、事業場等への立入りや、検査等をさせることがあります。

【罰則】・報告をしなかったり、虚偽の届出をした者、検査等を拒んだ者。
→30万円以下の罰金

11 適用除外

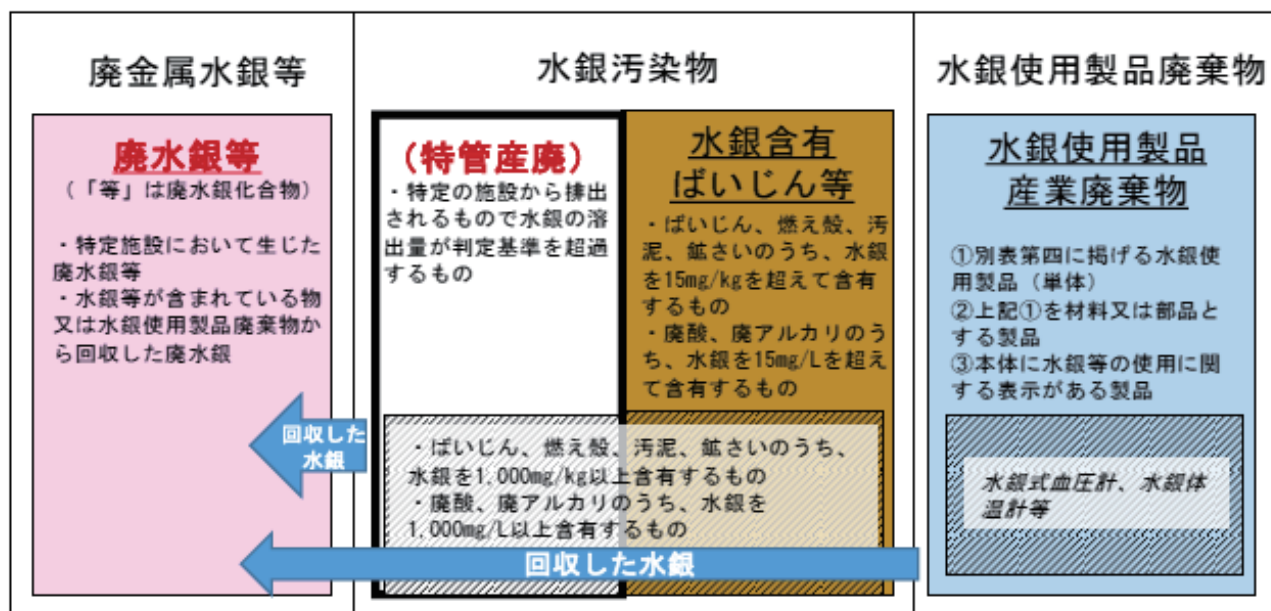
第4章の「産業廃棄物の適正な処理の確保」規定は、下関市の区域には適用されません。

※ この条例に基づく届出や、報告の様式については、インターネットの山口県のホームページからもダウンロードできます。 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/14jourei/kisei.html>

最近の主な法令改正

○平成27年改正(水銀廃棄物関係)

「水銀に関する水俣条約」が採択(平成25年10月)されたことに伴い、廃水銀等(特定の廃水銀及び廃水銀化合物)及びその処理物を新たに特別管理産業廃棄物に指定するとともに、処理・保管の基準が規定されました。



下線:平成27年廃棄物処理法施行令改正により新たに定義されたもの

出典:水銀廃棄物ガイドライン

赤文字:特別管理産業廃棄物 斜体:例示

水銀回収義務付け対象

水銀廃棄物の種類等詳細については、以下のURLから、水銀廃棄物ガイドライン(環境省平成31年3月)を御参照ください。

https://www.env.go.jp/recycle/h3103_guide2.pdf

1 平成28年4月1日施行

- ① 水銀又はその化合物が使用されている製品(水銀使用製品)が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀及び当該廃水銀を処分するために処理したものを特別管理一般廃棄物に指定
- ② 廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令の基準に適合しないものに限る。)を特別管理産業廃棄物に指定
- ③ ①②の収集・運搬に係る処理基準及び保管基準を追加

2 平成29年10月1日施行

- ① 特別管理一般廃棄物の廃水銀及び当該廃水銀を処分するために処理したものと並びに特別管理産業廃棄物の廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものの中間処理並びに最終処分に係る処理基準を追加
- ② 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準を追加
- ③ 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への指定

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に関する新たな措置

ア 共通事項

項目	必要な記載事項等
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることが必要。
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を記載すること。
産業廃棄物保管場所の掲示	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
帳簿	「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記すること。

イ 水銀使用製品産業廃棄物に関する事項

水銀使用製品産業廃棄物については、上記アの他に以下の措置が必要。

項目	必要な記載事項等
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。
処理の委託	・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。 ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。
収集・運搬	破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。
処分・再生	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること。 ・安定型最終処分場への埋立は行わないこと。

ウ 水銀含有ばいじん等に関する事項

水銀含有ばいじん等については、上記アの他に以下の措置が必要。

項目	必要な記載事項等
処理の委託	・「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。 ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な業者に委託すること。
処分・再生	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・水銀回収の対象となる水銀含有ばいじん等については、ばい焼設備によりばい焼又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。

○平成29年改正

平成29年6月に公布された改正法の規定は以下のとおりです。

1 廃棄物の不適正処理への対応の強化(令和2年4月1日施行)

- ① 市町村長、都道府県知事等は、廃棄物処理業の許可を取り消された者等が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらの者に対して必要な措置を講ずることを命ずることができるとされました。また、当該事業者から排出事業者に対する通知を義務づけられました。
- ② 特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者※に、紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付に代えて、電子マニフェストの使用が義務付けられました。また、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則が強化されました。

※前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上(PCB廃棄物は含めない)の事業場を設置する者。

2 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け(平成30年4月1日施行※)

雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器(有害使用済機器※1)の保管又は処分を業として行おうとする者※2に、都道府県知事への届出(事業開始 10 日前まで)、保管・処分に関する基準の遵守等が義務付けられました。

※1 使用が終了し、収集された電気電子機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものであって政令で定めるもの。

※2 適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定めるものは届出除外されています。

- ・ 関係法令の許可等を受けた者(例:廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者(有害使用済機器と同等の機器を取り扱う事業者)に限り、許可・認定等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る)等)
- ・ 事業場の敷地面積 100 m²未満の者
- ・ いわゆる雑品スクラップをヤードで保管等する者以外の者であって、有害使用済機器の保管等を業として行おうとする者(例:不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者、販売業者等)

※経過措置

改正法の施行の際に現に有害使用済機器の保管等を業として行っている者については、施行後6か月間(平成30年10月1日まで)、届出の猶予期間

3 親子会社の認定(平成30年4月1日施行)

親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができるとされました。

(一体的な経営を行う事業者の基準)

二以上の事業者のいずれか一の事業者が、他の事業者について、次のいずれかに該当。

- ① 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有。
- ② 次のいずれにも該当。
 - ・ 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式、出資口数又は出資価額の3分の2以上を保有。
 - ・ 当該二以上の事業者のうち他の事業者に対し、業務を執行する役員を出向させている。
 - ・ 当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正処理をおこなってきた。

4 処理困難通知(平成30年4月1日施行)

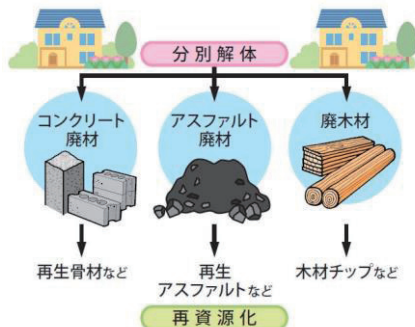
産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が許可を取り消されたとき等において、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理が終了していない場合は、委託者(排出事業者)に、その旨を通知することとされました。

建設リサイクル法とは

制度の概要

(平成14年5月30日 全面施行)

- 建設工事(解体工事)の受注者は、一定規模以上の建設工事について分別解体や再資源化を行う義務があります。
- 床面積が一定規模以上の建築物を解体するときなど、事前に土木(建築)事務所や市へ解体工事などの届出が必要です。
- 分別解体や再資源化などの義務付けがあるのはコンクリート、アスファルト、木材です。



対象建設工

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80 m ² 以上
建築物新築又は増築工事	床面積の合計 500 m ² 以上
建築物修繕・模様替(リフォーム等)工事	請負代金の額 1 億円以上
その他工作物に関する工事(土工等)	請負代金の額 500 万円以上

- 注)① 建築物は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- ② その他工作物は建築物以外のもにに係る解体工事又は新築工事等。
- ③ 規模の基準の金額は工事請負代金の額とし、自主施工に当たってはこれを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額とする。

特定建設資

コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルトの4品目です。

分別解体などの実施義務

対象建設工事受注者に対して、分別解体などが義務付けられました。

分別解体などは、一定の技術基準に従い、建築物などに用いられた特定建設資材に係る廃棄物をその種類ごとに分別する必要があります。

再資源化などの実施義務

対象建設工事受注者に対して、分別解体などに伴って生じた特定建設廃棄物の再資源化が義務付けられました。

なお、特定建設資材のうち木材は、一定距離(半径50km)内に再資源化施設がないなど再資源化が困難な場合、適正な施設で縮減(焼却など)することも可能です。

※再資源化などの実施にあたっては廃棄物処理法に従う必要があります。

建設工事(解体工事)から発生する廃棄物の処理

土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)から発生する廃棄物の処理は廃棄物処理法に従って適切に行わなければならない。

特に建設工事や解体工事は、次のような特殊性があります。

- ① 廃棄物の発生場所が一定しない。
- ② 発生量が膨大である。
- ③ 廃棄物の種類が多様であり、混合状態で排出されることが多いが、的確に分別すれば再生利用可能なものも多い。
- ④ 廃棄物を取り扱う者が多数存在する。

このようなことから、建設工事に伴って生ずる廃棄物について、実際に排出した事業者を特定することが困難な場合もあり、その処理責任の所在が曖昧になりやすいことから、不適正処理の一つの要因となっています。

そこで、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について、処理責任を負うこととされています。

これにより、元請業者は、発注者から請け負った建設工事(下請負人に行わせるものを含む。)に伴い生ずる廃棄物の処理について排出事業者として自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って許可業者への委託、処理委託契約書の締結及びマニフェストの交付等を行う必要があります。

建設リサイクル法の手続き

元請業者からの書面による説明

対象建設工事の発注者は、元請業者から、分別解体などの計画などについて書面により説明を受ける必要があります。

発注者から都道府県知事への工事の届出

発注者は、工事着手の7日前までに、建築物などの構造、工事着手時期、分別解体の計画などについて、県土木(建築)事務所等に届け出る必要があります。

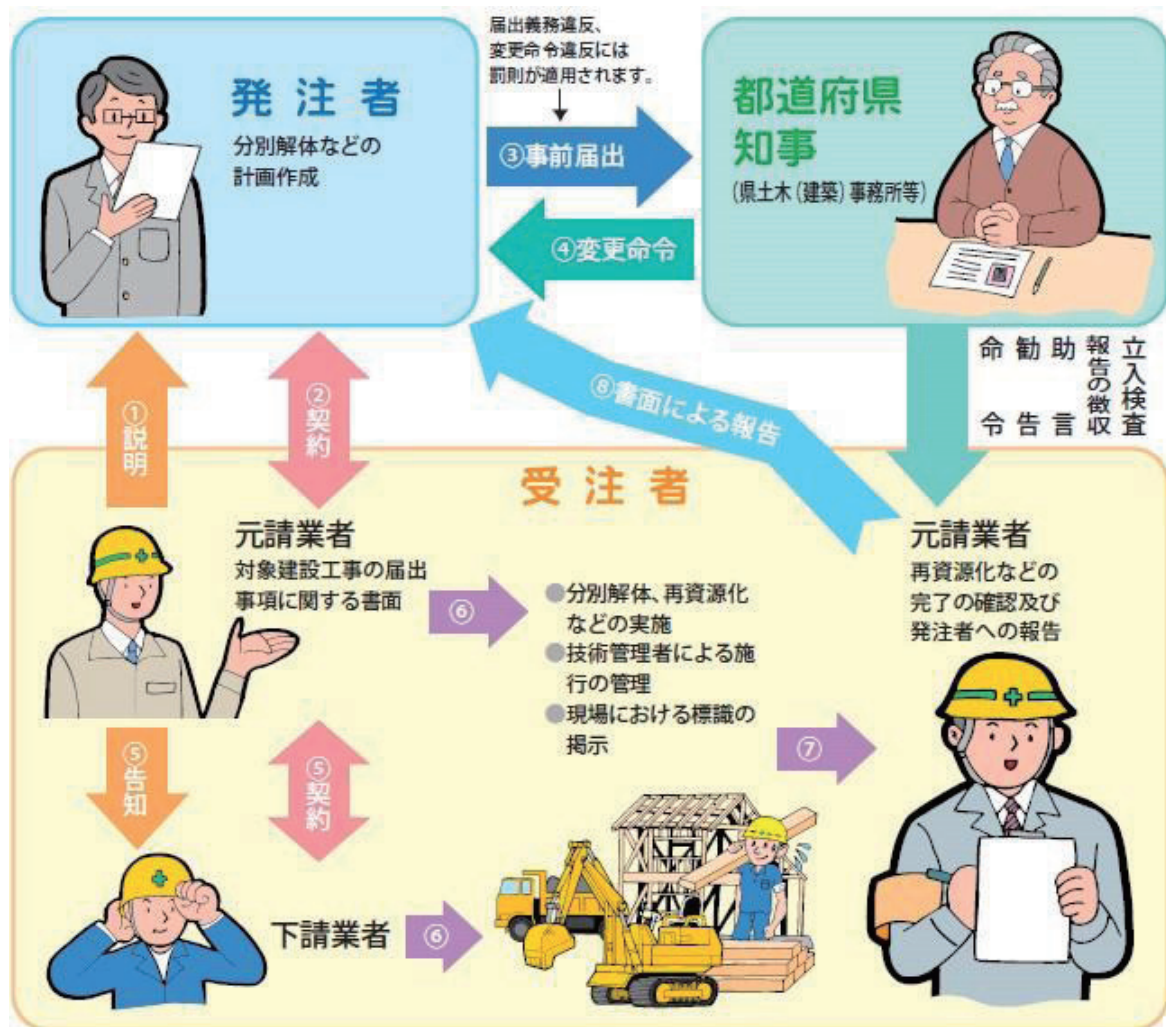
元請業者からの発注者への事後報告

発注者は、対象建設工事から発生した建設資材廃棄物の再資源化などが完了したとき、受注者からその旨を書面により報告を受ける必要があります。

発注者から都道府県知事への申告

報告を受けた発注者は、再資源化などが適切に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対して、その旨を申告し、適切な措置を求めることができます。

建設リサイクル法の手続きの流れ



※都道府県知事の事務の一部を市町村等の長が行います。

分別解体等に関する事務の一部は建築基準法の特定行政庁である市町村等の長が、また、再資源化等に関する事務の一部は地域保健法の保健所設置市の長(下関市長)が行います。

自動車リサイクル法の概要

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)制定の背景

年間約 400 万台排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値の高いものであるため、これまでは、解体業者や破砕業者において、通常の商取引として流通し、リサイクル及び処理が行われていました。

近年の最終処分場の逼迫によるシュレッダーダスト処理費用の高騰や鉄スクラップ価格の低下・不安定な変動により、これまでのリサイクルシステムが機能不全に陥りつつあり、使用済自動車の逆有償化(処理費を払って引き渡す状況)が進展し、不法投棄・不適正処理の懸念も生じています。

これまでのリサイクルシステムが機能不全に陥り得る主要因であるシュレッダーダストや新たな環境問題であるエアバッグ類・フロン類への対応のため、新たな仕組みを構築することが必要になり、平成14年7月に自動車リサイクル法が制定されました。

フロン類に関しては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(カーエアコン部分)が施行されています。

自動車リサイクル法の概要

(1)シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類への対応

これまで自動車リサイクルを担ってきた現在の関連事業者の役割分担を前提としつつ、従来のリサイクルシステムが機能不全に陥り得る主要因であるシュレッダーダスト及び新たな環境問題であるエアバッグ類、フロン類への対応を行います。

具体的には、自動車メーカー・輸入業者は、シュレッダーダスト、エアバッグ類及びフロン類を引き取ってリサイクル(フロン類については回収、破壊)を行う義務を負うことになり、その際、適正な競争原理が働く仕組みとなります。

(2)不法投棄の防止に資する仕組み

関連事業者は、都道府県知事又は中核市長等の登録・許可制となります。関連事業者に、使用済自動車引取り・引渡し義務が課され、引取り・引渡しを原則としてパソコン等からインターネットで接続して報告することになります。〈電子マニフェスト(移動報告)制度〉。

リサイクル料金の前払い方式が導入され、登録・検査時に国土交通大臣等がこれを確認します。

(リサイクル料金は、自動車の所有者に負担していただくこととなります)

最終所有者に対する自動車重量税の還付制度が導入されます。

自動車リサイクル法については、以下のホームページで詳しい内容が確認できます。

経済産業省「自動車リサイクル法」

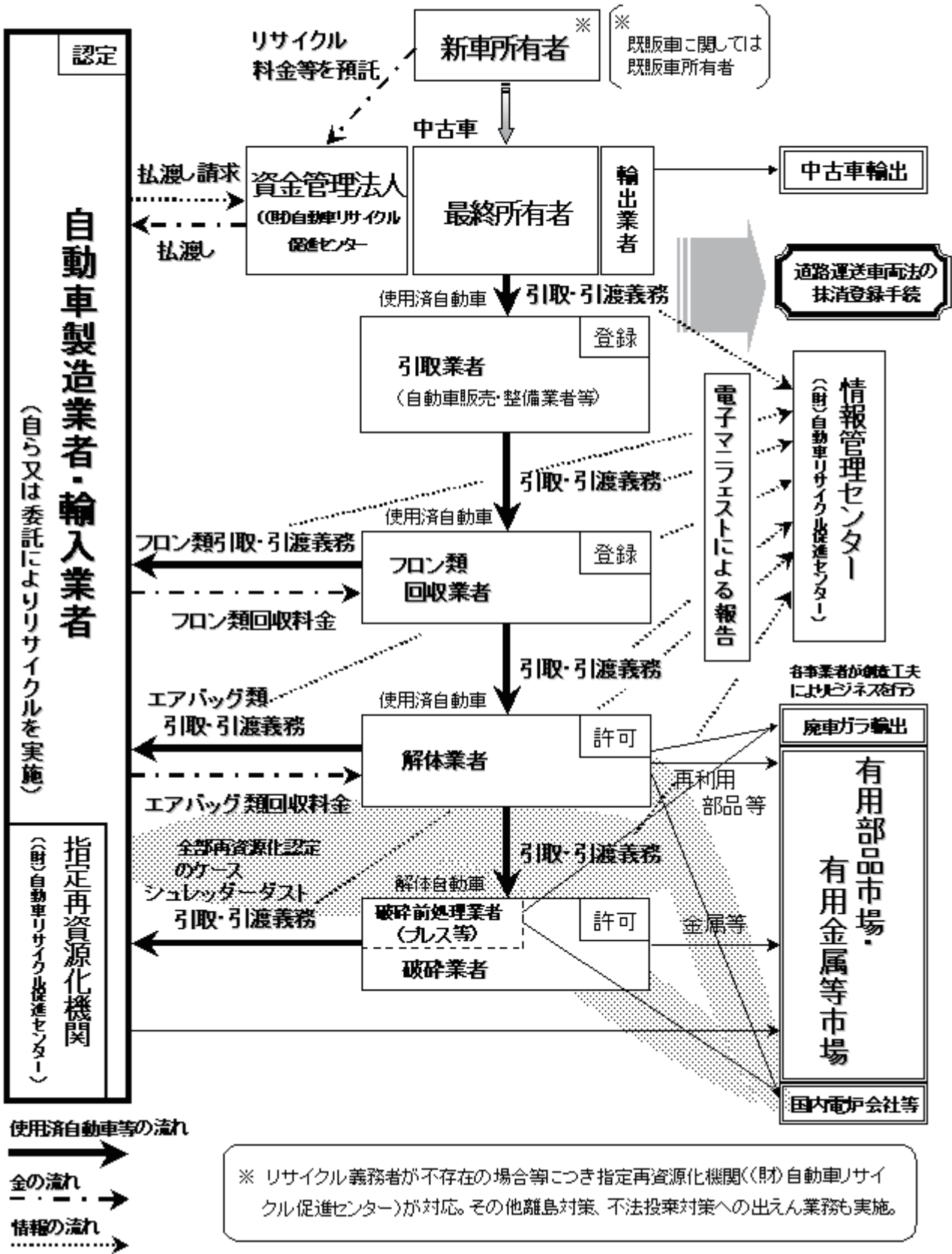
(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/automobile_recycle/about/recycle/recycle.html)

公益社団法人自動車リサイクル促進センター

(<https://www.jarc.or.jp/>)

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

(通称:自動車リサイクル法)



出典: 経済産業省 / 環境省資料

自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係について

- (1) 使用済み自動車等(使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類)は、自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無に関わらずすべて廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることとなります。(ただし、取り外した部品等や電炉会社等に引き渡される解体自動車(廃車ガラ)については、一般的な廃棄物処理法の考え方に基づくこととなるため、有価での引渡しであれば原則廃棄物には当たりません)
- (2) 使用済自動車、圧縮していない解体自動車を、屋外において保管する場合の基準は、平成17年1月1日以降次のようになっています(廃棄物処理法施行規則第1条の6第1号、第7条の8)

保管の高さ

イ 囲いから保管場所の側に3m以内の部分:高さ3mまで

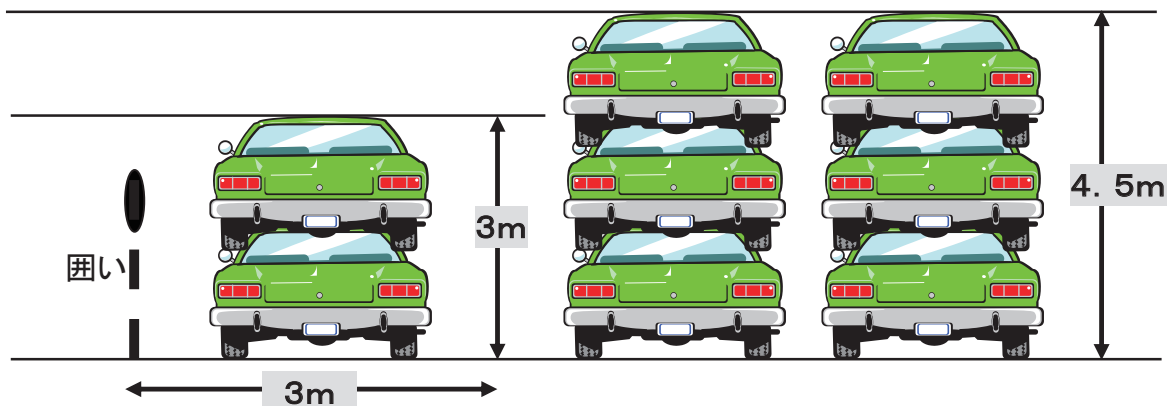
ロ 囲いから保管場所の側に3mを超える部分:高さ4.5mまで

ハ 格納するための施設(構造耐力上安全なものに限る)に保管する場合:使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのない高さ

保管の上限

上記高さを超えない限りにおいて保管することができる数量(平成17年1月1日以降に引取業者に引き渡された使用済自動車について適用)

○ 高さ



○ 保管量の上限

保管量の上限としては、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とする必要があります。

- なお、その他遵守すべき廃棄物の一般的な保管基準は、従前どおりです(廃棄物処理法施行令第3条第1号、第6条第1号)

山口県産業廃棄物税の概要

目的

- 産業廃棄物の埋立処分に課税することで、産業廃棄物の排出抑制や減量化・リサイクルを促進します。
- 産業廃棄物税の税収を使って、産業廃棄物施策を一層推進します。

納める人

- 産業廃棄物を県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者です。

納める額

- 産業廃棄物の埋立処分のために最終処分場に搬入した産業廃棄物1トンにつき1,000円(1キログラムにつき1円)です。

申告と納税

- 最終処分業者(特別徴収義務者)が排出事業者又は中間処理業者から、処分料金とあわせて産業廃棄物税を徴収し、月初めから月末までの1か月分をまとめて、翌月末日までに県に申告納入します。
- 中間処理業者が、他の事業者の委託を受けて中間処理した産業廃棄物を自らが所有する最終処分場に搬入する場合は、その中間処理業者がその搬入した重量に応じ、産業廃棄物税を翌月末日までに県に申告納付します。

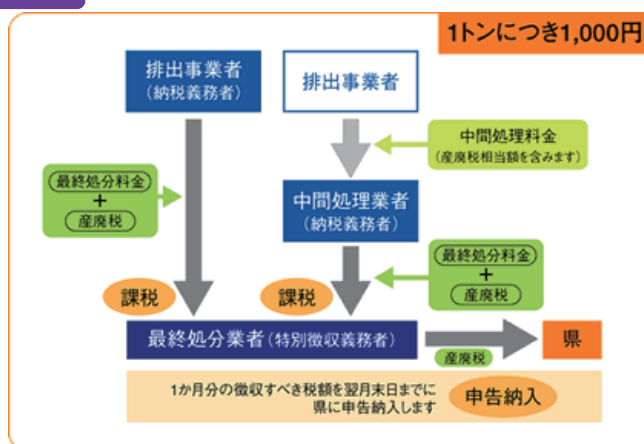
課税免除

- 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが所有する最終処分場に搬入する場合は、課税されません。

税収の用途

- 産業廃棄物税の税収は、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量、その他産業廃棄物の適正な処理の促進のために必要な経費に使われます。

税の仕組み



産業廃棄物に関するご相談は、次の機関でお尋ねください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
山口県岩国健康福祉センター 山口県岩国環境保健所	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1	0827-29-1524
山口県柳井健康福祉センター 山口県柳井環境保健所	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	0820-22-3631
山口県周南健康福祉センター 山口県周南環境保健所	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	0834-33-6429
山口県山口健康福祉センター 山口県山口環境保健所	〒753-8588 山口市吉敷下東三丁目1-1	083-934-2536
山口県宇部健康福祉センター 山口県宇部環境保健所	〒755-0033 宇部市琴芝町一丁目1-50	0836-39-9865
山口県長門健康福祉センター 山口県長門環境保健所	〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811
山口県萩健康福祉センター 山口県萩環境保健所	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	0838-25-2666
山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2988

※ 下関市内での産業廃棄物に関することは、
下関市廃棄物対策課(電話:083-252-7152 (直通))でお尋ねください。

産業廃棄物のしおり

表紙の写真: 令和2年度「やまぐちのキレイな海岸フォトコンテスト」
景観部門 優秀受賞作品 久保 博成(長門市油谷大浜海水浴場)

令和3年3月 印刷

発行 山口県山口市滝町1番1号

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課

【訂正箇所】

頁	訂正前	訂正後
p 5	<p>【処理の基準 (1) 排出事業者の保管の基準】</p> <p>また、建設工事に伴い生ずる廃棄物について、その廃棄物が生じた事業場以外で 300m² 以上の保管場所で保管する場合、事前に届出が必要です。</p>	(削除)
P13	<p>【○事業場外保管に係る届出】</p> <p>排出事業者が、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を、その廃棄物が生じた事業場以外の 300 平方メートル以上の保管場所で保管する場合、法に基づく事前届出が必要です。</p>	<p>排出事業者が、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を、その廃棄物が生じた事業場以外の 300 平方メートル以上の保管場所で保管する場合、法に基づく事前届出が必要です。<u>(産業廃棄物処理基準[p6、p7 参照]の適用)</u></p>